

健 発 0 2 2 8 第 1 号  
平成 31 年 2 月 28 日

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための  
基本的な方針の一部を改正する件」について（通知）

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 50 号）については、本日告示されたところである。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、これらの内容について御了知の上、関係団体及び関係機関等に対する周知について御配慮願いたい。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に周知をお願いしたい。

なお、都道府県及び市町村が定める都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画についても、本改正を踏まえ、必要に応じて見直しをお願いしたい。

記

1. 改正の趣旨

急激な少子高齢化が進む中で、生活習慣等の改善を通じて、全ての国民が共に支え合い、健康で幸せに暮らせる社会を実現するため、平成 25 年度から平成 34 年度までの「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」を推進することを目的として、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 7 条第 1 項に基づき、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号。以下「基本方針」という。）が定められている。

基本方針は、国民の健康増進を図るための 53 項目について、概ね 10 年間を目途とした目標を、「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）等の目標も踏まえて規定しているところ、今般、「健康日本 21（第二次）」中間報告書（平成 30 年 9 月厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会。以下「中間報告書」という。）及びがん対策推進基本計画等の改定を踏まえ、基本方針に規定されている目標等を改正するものであること。

## 2. 改正の内容

- (1) 中間報告書において、現時点の目標の達成状況等を踏まえ目標の見直しが行われたこと及びがん対策推進基本計画その他法令に基づき国が策定している計画等が改定され、当該計画等で定める目標の見直しが行われたことを踏まえ、基本方針に規定されている目標を改正する。
- (2) 基本方針の制定当時に、目標を評価するための指標が確定していなかったために現状値として参考値を規定していた項目について、中間報告書において示された確定した指標における現状値を基本方針に規定する。
- (3) その他所要の改正を行う。

## 3. 告示日及び適用日

平成 31 年 2 月 28 日